

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30		府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （自動車取得税・自動車税）		
要望項目名	軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バス車両に係る所要の措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 貸切バス事業全体の安全性の向上を図るため、自動車取得税・自動車税について貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する必要な措置を講ずる。		
関係条文	地方税法第119条、第147条、同法附則第12条の2の3		
減収見込額	[初年度] —（—） [平年度] —（—） [改正増減収額] — <span style="float: right;">（単位：百万円）</span>		
要望理由	(1) 政策目的 本年1月の軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バス事業について、安全・安心な輸送サービスの提供を図るため、自動車取得税・自動車税について貸切バス車両の新車の導入促進に資する必要な措置を講ずることにより、貸切バス事業全体の安全性の向上を図る。 (2) 施策の必要性 平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、国として貸切バス運行の安全性強化に取り組んでいるところである。 特に車両総重量が12tを超える大型バス車両においては多くの旅客を乗せて長距離を走行するため、一度事故が発生すると大きな被害をもたらすリスクが高い。 最新型の大型バス車両には全て衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の装置が搭載されるなど、ハード面での安全対策が着実に進歩しているところである。 本年6月に軽井沢スキーバス事故検討委員会がとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」でも、ハード面の安全対策として新車の導入促進が挙げられている。 これらを踏まえ、事故発生時の被害軽減を図るため、自動車取得税・自動車税について必要な措置を講じ、新車の導入を促進することが必要。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する 施策目標17 自動車の安全性を高める
	政策の達成目標	大型の貸切バス車両の安全対策は着実に進歩しているところであり、新車の導入を促進することで、安全性の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事故発生時の被害軽減を図る上で、ASV技術の装置が搭載されるなど、ハード面での安全対策が着実に進歩している新車の導入を促進するために、税制上の必要な措置を講じることは有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バス車両に係る所要の措置(自動車重量税) ※平成29年度税制改正において新設要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	自動車運送事業の安全総合対策事業 ：先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援 (平成29年度概算要求額：600百万円) ：デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入に対する支援 (平成29年度概算要求額：430百万円) ：過労運転防止のための先進的な取組に対する支援 (平成29年度概算要求額：111百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算による補助とあわせ、自動車税・自動車取得税について貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する必要な措置を講ずることにより、新車への導入促進を図ることができる。
	要望の措置の妥当性	貸切バス車両に係る新車の導入を促進するためには、事業者にかかる多額の費用を軽減する必要がある、補助金による支援だけでなく、税制特例も含めた総合的な施策を講じることが相当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—